

## 「教育の魅力化」～教育魅力化推進チームの取組～

教育庁教育指導課地域教育推進室長 濱村浩之  
(教育魅力化推進チームリーダー)

「島根の子どもたちに本物の『生きる力』(主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力)を身につけてもらう」、「学校の教育活動を地域社会の活力につなげていく」、という教育に求められる大きく2つの役割を積極的に担っていこうという考え方に立って、島根県教育委員会は、「教育の魅力化」の取組を全県的に進めています。

この「教育の魅力化」の推進を図るため、学校現場を支える組織横断的な「教育魅力化推進チーム」(以下、「推進チーム」とします。)を設置し、部局等連携による取組、情報収集と分析、各市町村への多角的な支援に取り組んでいます。

現在の推進チームは、教育委員会(教育指導課、社会教育課、学校企画課、教育センター)、地域振興部(しまね暮らし推進課、中山間地域研究センター)、島根大学、ふるさと島根定住財団、地域・教育魅力化プラットフォームからの熱意ある33名のメンバーで構成され、官民の分野横断的な体制となっています。

さて、推進チームの発端は、離島・中山間地域の特定の高校で進められていた高校魅力化事業について課題整理・対応を検討するため、平成28年度に設置されたことに始まります。県教育委員会はそれまでの事業成果を踏まえ、対象高校の拡大や小学校・中学校・特別支援学校・高校を貫いた教育の魅力化の在り方について議論を重ねて、平成29年度からの新規事業として教育魅力化推進事業を構築しました。

平成29年度には、具体的な課題に対応するため、4つのテーマ「人の還流」「新学力観」「地域と学校」「教員育成」を設けて議論し、それぞれ目に見える成果を出しつつ、平成30年度の取組の方向性に繋げました。また、市町村支援(伴走)として、市町村の担当者を設けて推進チームメンバーが現場に直接出向き、地域の方、市町村職員、高校教員と一緒に魅力化の進め方などを議論し、そうして得た知見、経験が施策にも活かされてきています。

こうした経緯や手応えを経て、推進チームの取組をさらに深化させるため、今年度進めるプロジェクトは次の3つです。

1つ目は、「8つのテーマ別プロジェクトの推進」として、「教育の魅力化」の具体的な課題に対応するため、推進チームのメンバーが8つのプロジェクトに分かれて熟議し、その検討内容を各種施策に反映していくこと。8つのテーマとは、①市町村の「教育の魅力化」に向けた「伴走」システムの構築、②魅力化コーディネーターの職域・職制の確立、③効果的な魅力化研修の検討・実施、④県外・海外からのしまね留学の促進、⑤効果的な「地域課題解決型学習」の検討・実施、⑥「教育の魅力化」の事業評価の検討・確立、⑦卒業生とのネットワークづくり、育成・活用、⑧独自財源活用に向けたファンディングです。

2つ目は、「県立高校魅力化ビジョン策定本部との連携・協働」として、5つの策定部会に推進チームのメンバーが参画し、これまでの取組で蓄積してきた知見等をビジョン策定に活かすこと。各部会の検討内容を直接担当する所管課職員だけでなく、推進チームのメンバーが加わることでより分野横断的な議論に貢献します。

3つ目は、「高校魅力化に取り組む地域協議会への『伴走』」として、全ての地域協議会（13協議会・16市町村）に推進チームのメンバーを複数名配置し、現場（市町村、学校等）とともに「教育の魅力化」を推進すること。推進チームのメンバーが現場に直接出向いて、各地域のリアルな課題を共有し、対話を通じて学び合い、課題解決に貢献します。

推進チームは、この3つのプロジェクトを「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく」姿勢で、県及び市町村の教育行政や学校現場のニーズと期待に応える成果を目指して取り組み、「教育の魅力化」の一層の推進が図れるよう挑戦してまいります。プロジェクト推進にあたりまして、関係の皆様には、ご理解、ご協力のほどよろしく願います。

## 新しい学習指導要領の全面実施に向けて

### ～先行実施及び移行措置期間への留意点～

平成29年3月、小学校及び中学校の新学習指導要領が示され、昨年度から説明会等を実施しています。また、高等学校についても、平成30年3月、新学習指導要領が示されましたので、今後、学校への周知等を予定しています。

島根県教育委員会では、昨年度よりしまねの教育情報Web（EIOSエイオス）<<http://eio-shimane.jp/>>を開設し、新学習指導要領を始め最新の教育情報や授業改善に係る情報、島根県教育委員会の施策などを掲載しています。

小・中学校においては、今年度が新学習指導要領の先行実施及び移行措置期間となります。小学校では平成32年度にあたる2020年度から新学習指導要領の全面実施となり、教科書も新たなものになります。（中学校は2021年度全面実施、高等学校は2022年度から年次進行で実施）この2年間は移行措置期間となります。特に、学習内容が学年間で移動しているものがありますので、未学習が発生することがないようにご注意ください。詳細については、EIOS（エイオス）に「小・中学校 教育課程の編成・実施の手引ーQ&Aー（移行措置編）」を掲載していますのでご活用ください。

総則、総合的な学習の時間、特別活動、小学校における特別の教科道徳（中学校は平成31年度から）、社会科の竹島を含む領土に関する学習は、今年度から先行実施となります。移行措置だけでなく、先行実施についても留意が必要です。

今年の夏季休業中には「小学校等対象新学習指導要領に関する各教科等説明会」を計画しています。各教育事務所単位で2日間かけて、道徳科を除く各教科等について新学習指導要領の理解を深め、学校内での周知を図ることをねらいとしています。（道徳については、昨年度すべての小学校を指導主事等が訪問し、校内研修の支援を行いました。中学校については同様の校内研修支援を今年度計画しています。）次の日程で計画しています。詳細については、各教育事務所からお知らせしています。

＜小学校等対象新学習指導要領に関する各教科等説明会＞

松江教育事務所管内 … 8月6日（月）～7日（火）

出雲教育事務所管内 … 8月8日（水）～9日（木）

浜田教育事務所管内 … 8月7日（火）～8日（水）

益田教育事務所管内 … 8月6日（月）～7日（火）

隠岐教育事務所管内 … 8月8日（水）～9日（木）

この説明会に先立って、6月下旬に「新学習指導要領に関する小・中学校等教頭説明会」を計画しています。学習指導要領改訂の背景や方向性、そして総則を中心に解説する予定です。8月の各教科等説明会では、学習指導要領改訂の背景やその方向性について解説する時間は十分に取れません。そこで各小学校においては、8月の説明会までに教頭説明会の内容について共通理解を図る校内研修の実施をお願いします。（中学校については、今年度内に校内研修を実施してください。）一部の担当者だけでなくすべての教職員がチーム学校として教育活動の改善に取り組むための一助になればと考えています。

＜新学習指導要領に関する小・中学校等教頭説明会＞

松江教育事務所管内 … 6月27日（水）13：55～16：00 松江合同庁舎

出雲教育事務所管内 … 6月27日（水） 9：55～12：00 出雲合同庁舎

浜田教育事務所管内 … 6月26日（火） 9：55～12：00 浜田合同庁舎

益田教育事務所管内 … 6月26日（火）13：55～16：00 益田合同庁舎

隠岐教育事務所管内 … 6月29日（金）12：45～14：50 隠岐合同庁舎

教頭説明会についても、すでに実施要項等が各校に配付されています。今一度ご確認ください。なお、中学校対象の各教科等の説明会は平成31年度に実施する予定です。

高等学校については、7月に都道府県教育委員会等を対象にした文部科学省の説明会が実施されますので、秋以降、管理職対象の説明会から実施する予定です。詳細が決まりしだい、各校にお知らせします。

特別支援学校の教育課程は、各教科の目標や道徳、外国語、総合的な学習の時間、特別活動等は小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に準じて編成するため、各校種の改訂に合わせて移行措置等も対応していくことになります。一方、教育課程の基準や自立活動、指導上の配慮事項等及び知的障がい教育を行う特別支援学校の各教科については、特別支援学校の学習指導要領によることに留意する必要があります。8月の小学校等対象の各教科等説明会で「特別支援教育」の時間を設定しています。また、特別支援学校高等部については、文部科学省の説明会が実施されたのちに各校に説明の機会をもつ予定です。

平成29年6月28日発行の教育情報紙第20号では、「次期学習指導要領の告示を受けて」と題して、新学習指導要領の方向性について記載しました。また、平成30年1月12日発行の教育情報紙第24号では、『主体的・対話的で深い学び』の視点による授業改善を進めるために」と題して、新学習指導要領のキーワードの一つについて記載しました。エイオスが掲載していますので、ご一読ください。この教育情報紙やエイオスがみなさんのお役に立てると幸いです。

今号の巻頭言では地域教育推進室長が「教育の魅力化推進チームの取組」について記述しました。

「教育の魅力化」は島根県教育委員会の大きなミッションです。この「教育の魅力化」は新学習指導要領と同じ方向を向いています。新学習指導要領のキーワードの一つに「社会に開かれた教育課程」があります。この「社会に開かれた教育課程」について中央教育審議会答申では「社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を通してその目標を社会と共有していくこと。」と記載されています。「よりよい学校教育を通して、よりよい地域社会を創る」そして「よりよい地域社会が、よりよい学校教育を創る」ことが島根らしい「教育の魅力化」を進めていくこととなります。新学習指導要領を深く理解し、着実に教育活動を進めていくことが、「教育の魅力化」を進めることとなります。

国や県からどんどん新しいことが発信され、「それでなくとも学校は大変なのに、また負担が増える。」という声も聞こえてきますが、これまで進めてきた教育活動を整理し、何をねらってどのように教育活動を展開するのを見つめなおすよい機会ととらえ、カリキュラム・マネジメントの充実や授業改善に取り組んでいくことが大切です。

#### <保護者の皆様へ>

「小学校3年生から外国語活動が始まった。」「道徳が教科化された。」「大学入試も大きく変わるらしい。」報道等を通してさまざまな情報を受け取り、どのように感じておられるでしょうか。また、お子様の学校での様子を見られて、新しい学習指導要領の実施に向けて学校がどんなふうに変ってきていると感じておられるでしょうか。

情報化やグローバル化など急激に社会が変化していく中でも、子どもたちが未来の創り手となるために必要な力を身につけさせることができるような学校教育にしていくことが、今回の学習指導要領改訂の目指すところです。各教科等で学習する「内容」を単に量的にたくさん習得することを中心にした「狭義の学力」から、これからの変化の激しい社会の中で生き抜いていく力、すなわち「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力」、具体的には、論理的思考力、コミュニケーション力や感性・情緒といった「生きる力」を構成する重要な力を育成する「学力観」への転換が迫られています。

ややもすると、大人は自分たちが過ごした学生時代を基準に、学校や学力について捉えがちですが、時代の変化とともに、学校教育も変わっていかねばならない部分がたくさんあります。ぜひ、積極的に学校での教育活動に関わっていただき、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちをよりよく育てていけたらと考えています。

新しい学習指導要領のキーワードの一つに「社会に開かれた教育課程」というものがあります。「社会に開かれた教育課程」について中央教育審議会答申には「社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を通してその目標を社会と共有していくこと。」と述べられています。つまり「よりよい学校教育を通して、よりよい地域社会を創る」、そして「よりよい地域社会が、よりよい学校教育を創る」ことが求められているということです。

地域ぐるみで、子どもたちにどんなふう育ててほしいのかをじっくりと話し合い、そのために学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの育成にあたっていく、そのような動きがこれまで以上に大切になってきています。